

現状

いままでの啓発方法

■浄化槽の適正な維持管理をしてもらうために...

浄化槽管理(設置)者の皆様へ

法定検査を必ず受けましょう



2. 課題と取組の方向性

住民への意識調査等でわかった課題

- ◆ 水環境の保全や浄化槽の維持管理に対する理解が不足
- ◆ 維持管理の実施の義務に対する理解が不足
- ◆ 県・市町のHPは分かりづらい。県・市町の 広報よりも関係事業者の説明で知っている。
- ◆ 関係事業者からの説明では、自らの業務以外の維持管理の説明が不十分 ———
- ▼関係者の説明がばらばら

4#



取 緇 の 方 向 在

維持管理に関する住民の理解促進に向けた説明や普及啓発

3. 啓発活動の取組の方針

住民の浄化槽に対する理解を深めるためには...啓発活動の充実 が重要

〇啓発素材の改良

- けなのなすい
- ・見やすい
- 維持管理の内容を網羅したもの

〇関係者で連携した啓発を実施

・行政と関係事業者との連携 共通の内容で説明 共通の啓発素材の活用



取 紿 方 針

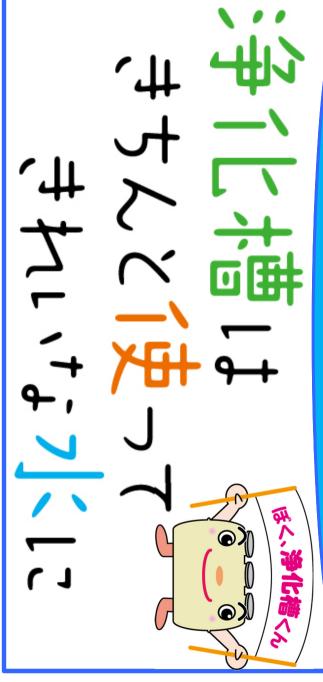
- ②関係者によ T わか り や す 見やす 共通 い広報素材の作成 た説明の実施
- 事業者説明会

•

4. 啓発活動の見える化

啓発素材を活用した取組が一連のものと認識されるような<mark>共通点</mark>をつくる

セツザリ 感を持たせる キャラクタ · か 間 に 和



4. 住民への啓発事項

①水環境保全の大切さ

②維持管理(保守点検・清掃・法定検査)の内容と実施

③市町への浄化槽設置等の届出、報告の手続き

④浄化槽の正しい使用



⑤法定検査結果が不適正の場合の必要な改善等の対応

⑥単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い(水環境への影響), 合併処理

浄化槽への転換

船

サブキャッチフレーズを設定

〜サブキャッチフレーズ〜

維持管理の3 しの湾県

浄化槽を使用される 皆様には,

「法定検査」 清清

の約束があります。

<u>U</u> 啓発素材を活用した関係者の協力による啓発活動

Oキャラクター 浄化槽へる



(〇サブキャッチフレーズ キャッチフレー 「保守点検」 「浄化槽は ~維持管理の3つの約束~ きちんと使って 「法定検査」 浄化槽を使用される皆様には, の約束があります。 きれいな水に」

「清掃」

O 関係者の協力した啓発活動を印象付け

- ・ポスター \Downarrow 関係事業者・県・市町の庁舎等に啓示
- ステッカ・ $\downarrow \! \downarrow$ 関係事業者・県・市町の業務車両に貼付け
- 懸垂幕 県庁舎に掲示

0 関係者の協力した維持管理の説明

- ・チレツ 主に工事業者からの説明に活用
- ・リーソフット 1 主に保守点検・清掃業者からの説明に活用
- ・ハンド
 リック 市町からの説明資料

斯解 浄化槽管理者の

0 啓発素材

チラシ





第1段階の啓発素材

<伝えたい点>

①維持管理には「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つあるこ 7

②専門業者または検査機関にそれぞれ自分で頼むこと







チラシ (表面) ②

~下帯の内容について~

〇浄化槽の機能と維持管理の役割〇

<浄化槽の機能>

微生物という生き物の力で汚れを分解し、水をきれいにする。

<維持管理の役割>

- 微生物のはたらきやすい環境を整える。

維持管理は浄化槽を使用する上で必要不可欠ということを伝えてください。



微生物のはたらきやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です。 浄化槽は、たくさんの微生物のはたらきによって、水をキレイにしています。

0

チラシ (裏面) ①) ~表題について~

浄化槽がしっかり働けないと、汚れたままの水を川や海に流してしまうごとになります。 そっため、浄化槽を使用される方には、浄化槽法により定期的な維持管理が義務づけられています。 浄化槽がしっかり働けるようきちんと管理しましょう

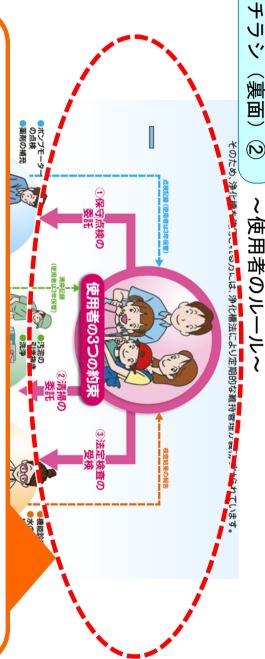
〇浄化槽を使う上でのルール〇

- 浄化槽は, 微生物という生き物の力を利用した汚水処理設備
- 維持管理は, 微生物のはたらきを保つために重要

浄化槽法で維持管理が書 ||務付けられており

浄化槽を使う者のルールであるこ とを伝えてください。





用者の3つの約束

①保守点検の委託 必ず実施しなければならないことを伝えてください。 ②清掃の委託 ③法定検査の受検

- 浄化槽は微生 8 』を活用し: 維持管理! た設備で維持管理に に専門の業者へ委託 は専門知識や技能、機材が必し、法定検査は指定機関で受
- 受検の手続 하다, ぞれ使用者が行 U 7 7 4 ح 9H ه

13

4 JI " (裏面)

ω

4 点検にしいて



保守点核とは?

浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充のことです。年3回以上実施しなければなりません(回数は浄化槽の種類などによって異なります)。県グ事等の登録を受けた業者に委託してください。

〇保守点検の業務〇

浄化槽のメンテナンス

浄化槽の状態に応じ どの付属機器を調整、 \mathbb{H} **参**理 Ø 4 さ
洗

- 消毒薬の補充

消毒剤の確認はかかせない。 する槽があり、 処理した水を排出する前に水を消毒を る槽があり、環境衛生の確保のために

〇回数〇

年3回以上

※浄化槽の規模や種類によ J て異なる。

〇委託について〇

を受けた業者に 3 が嫌 謂 温を出る。

4 J " (裏面) 4

~清掃に しいて~



健康管理です

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。年1回以上実施しなけ 機器類の洗浄のことです。年1回以上実施しなければなりません。市町長の許可を受けた業者に委託してください。

〇清掃の業務〇

•汚泥の引き抜き

生 活 力 た 、 し るため、 と浄化槽の機能低下や悪臭の 定期的に引き抜く。 分解した後には泥状れが浄化槽内に溜ま 代の汚泥が にりすぎる の原因とな

・破損の確認

汚泥を引き抜く際にしか浄化槽内の 全体を見られないため、清掃時に破損

〇回数〇

年1回以上

※全ばつ気方式は年2階以上 . は す。

0季託について0

できない。 市町長の許可を受けた業者にしか委

15

4 JI " (裏面) **(5)**

法定検査について~

設置後の水質検査(7条検査)

法定検査

0

確認す 浄化槽を設置して使い始めた年に受ける。 浄化槽が適正に施工され機能しているか - る検査

定期的な水質検査(11条検査)

槽の機能が保たれているか確認する検査 保守点検や清掃が適正に行われて、 7条検査の1年後から毎年受ける。 浄化

〇回数〇

_ _

検査の手続き〇

<u>県知事の指定した検査機関</u>に申し込む

(公社) 広島県環境保全センター 広島県浄化槽維持管理協会

(公社)

学化橋の 健康診断です!

法定検査とは?

設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する 検査です。浄化槽を使い始めて3ヵ月を経過した日から5ヵ月間に受けなければなりません。

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回受けなければなりません。

公主社団法人 広島県浄化槽維持管理協会 広島市、区東平塚町3番28号 第082-546-2168





JI (悪属) 9 そのほか必要となる手続き

...........

盐燚썘口 使い始める時や使用をやめる時、使用者(世帯主)が変わる時は、手続きが必要です。詳しくはお住まいの地域の市役所又は町役場へお問い合わせください。 元(東京) (東京) (中 東京) (中 東京) (中 東京) (中 東京) (中 東京) (中 大公三) 击] 湖北 ▼ In 0823-25-3551 10040-30-9232 824-62-6136 420-0928 (竹原市) #5公(ル巻3番 : こ3元0-ZZ-2279 [福山市] 環境保全課 EL 084-928-1072 [任原市] 下水道課 EL 0824-73-1175 [廿日市市] 廃棄物対策課 EL 0829-30-9133

広三届大

易原中竹

) 市役所・町役場で行う手続き 〇

のような手続きが必要なことを伝えてください。 浄化槽使用者は, 届出等の事務手続きをあまり知らないことが多いので、

※詳細は、記載してある各市町の窓口に問い合わせも 5 ってください。

- 設置属 … 浄化槽を設置するときに提出するもの
- 浄化槽を設置後, 浄化槽を使い始めた 7 きに提出す 。 も 9
- 曾理者変更報告: 浄化槽管理者 (火) **申非**出) に変更があ つた 7 라

提出するもの

廃止届 … 使用をやめたときに提出するもの

7. 啓発素材②

リーソフシト

の広島県

2114曲14

第2段階の啓発素材

<伝えたい点>

- ①維持管理は「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つ
- ②専門業者または検査機関にそれぞれ自分で頼むこと

+

- ③浄化槽の使用上の注意点
- ④ 浄化槽のしくみ





~浄化槽のしくみと維持管理~

みんなの大切な水環境を守るため 浄化槽の働きを応援してください





<浄化槽のし へな

- 浄化槽の浄化の主力は 「微生物」
- 微生物が元気に働けるような環境

づくりが大切

<維持管理の役割>

維持管理は微生物の働きやすい環境 を整え, それを保しこ

だから:

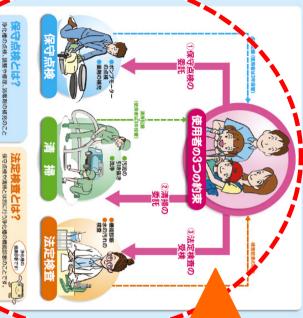
浄化槽がしっかり機能するには に行う 権持管理が必要不可欠で定期的 とがとても大切。

21

フシ 7 $\widehat{\omega}$ **>** Ÿ

〜維持管理の種類とその違い〜

維持管理を毎年必ず行ってください 保守点検・清掃・法定検査の3つの



〇使用者の3つの約束〇

J

ツと同様

①保守点検の委託

②清掃の委託

③法定検査の受検

をすべて行うことが使用者のルール

- つの維持管理はそれぞれ役割
- 法定検査は検査機関へ申込 清掃は専門の業者へ
- [の委託等の手続きは [用者が行うこと。

という ſI ~ を伝えてください。

V て ٤ 7 $\overline{}$ ယ **>**。 <u>(</u>;

~法定検査について~

機能物理 大の消れの

担当機関:環境保全センタ

以上の浄化槽〇

法足使自 (1年の (1年の) 10人槽以下の浄化槽〇

S S

回換けるこ

7

を説明し

4

法定検査とは?

担当機関: 環境保全 カンタ

ドライソ複単

(III) 効率化検査

担当機関:浄化槽維持管理協会

法院教館は原知等が指定した2の存在機器が実施しています。 ①夕時の1、2.火海教館 ③無禁教費 保守点検や清掃が適正に行われ、浄化権の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回受けなければなりません。 保中点検や指導とは別に行う挙行権の機能影響のことです

◇公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会 広島市中区東平原町3番28号

公益社団法人 広島県環境保全センター 広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号 本082-849-6411

71人業

ガイドライン機能(5年に1日)

Bの検査を5年のうち Aの検査を 多ける を説明 5年のうち へ

た 4 П

ح

V

て

હ

7

4

>

\%

Ш

浄化槽の維持管理の 0 (

→ 浄化槽の維持管理はなぜ必要なのでしょうか?

法定検査はどういうものですか?

100

🤰 保守点検も清掃も実施しているのに,法定検査を受ける必要があるのですか

\$.

使用を始める時や、やめる時はどうしたらよいですか?

浄化槽の各種手続きや適正管理などの相 の地域の市役所又は町役場へお問い合わせください。

O N 讯 定検査の不適正判 吊

不遭 持管理業者へ相談す 検査結果が、 |正判定となった したらよいか迷 さい。 光腦正 ときは となった場合にう方がいる。 方がいる。

O 役所での手続き

い方が多いので 役所で手続きが必要なこ とを知ら

用をやめるときは事務手続きが必要 世帯主が変わった e) を伝え ときや浄化槽の使 くだみい。

∞ その他の啓発素材

ポスター

- 檨 /片面4色
- 畺 等の施設の掲出 市町関係事業者



浄化槽は、たくさんの微生物のはたらきによって、水をキレイにしています。 微生物のはたらきやすい環境を整えるために、維持管理の3つの約束が必要です

25

ステッカー

計 様:剥がせる形式

涂: 渠, 市町,関係事業者等の施設, 車両に貼付



懸垂幕

県庁舎に掲示

+ OH [

■掲示時期: 9~10月









9 啓発の取組時期

10月の「浄化槽月間」から開始

10月1 毎年, 浄化槽に対する正しい知識などの普及啓発を実施しています。 「浄化槽の日」 に
ち
な
み
・ 県では10月を浄化槽月間とし

をお願いします 共通の啓発素材を活用した10月からの啓発に御協力

をお願いします また, 浄化槽月間の終了後も, 0 継続した啓発の実施

浄化槽の日とは

62年に厚生省, 及促進等を通じ, 浄化槽法が平成60年10月1日に全面施行されたことを記念し,浄化槽の普及促進等を通じ,公共用水域の水質保全等に資することを目的として,昭和52年に厚生省,建設省,環境庁の主唱により10月1日を「浄化槽の日」と定 手に厚生省,建設省,環境庁の主唱に 全国で関連行事が開催されています。

27

の広島県

配布にしいて

〇配布物, 部数

説明会終了後, 10月初旬ごろに送付します。

	チラシ	リーフレット	ステッカー
保守点検業者	I	0	0
清掃業者	I	0	0
工事業者	0	I	ı

○配布予定のない素材に

別途, 送付しますので広島県環境県民局循環型社会課まで御連絡ください。 を含め上記3種類のうち配布予定のないものについて, 掲示などに御協力いただける場合は,



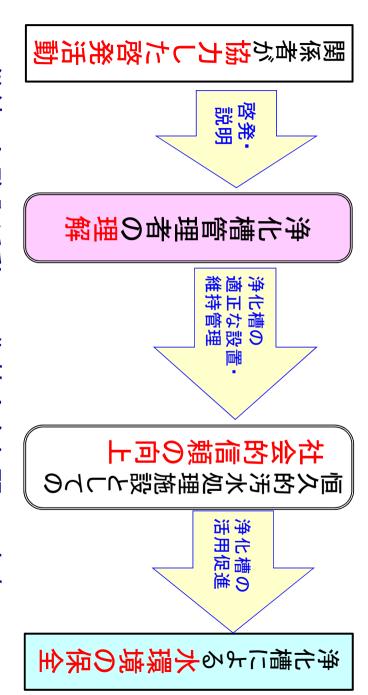


MON TO THE CHARLE





関係者の協力した啓発活動の効果



- × 継続した啓発活動へ の御協力をお願いします
- X 浄化槽管理者の御意見等は, 県・市町にフィードバックをお願いします



広島県 環境県民局循環型社会課